

令和5年3月 教育委員会定例会 会議録

- 1 開催年月日 令和5年3月7日(火)
- 2 開催場所 神奈川県庁東庁舎9階教育委員会会議室
- 3 開会時刻 9時30分
- 4 閉会時刻 10時43分
- 5 出席した教育長及び委員  
花田 忠雄 教育長  
下城 一 委員(第一教育長職務代理者)  
吉田 勝明 委員(第二教育長職務代理者)  
笠原 陽子 委員  
佐藤 麻子 委員  
常陸 佐矢佳 委員
- 6 出席職員  
教育局長 田代 文彦  
県立高校改革担当局長 杉山 正行  
副局長 江藤 政克  
教育参事監 宮村 進一  
総務室長 市川 秀樹  
行政部長 大場 勇人  
指導部長 濱田 啓太郎  
支援部長 古島 そのえ  
生涯学習部長 吉田 美和子  
企画調整担当課長 櫻山 周  
管理担当課長 高橋 敦  
参事兼教職員人事課長 羽鹿 直樹  
県立学校人事担当課長 市川 幸春  
厚生課長 伊藤 聡  
保健体育課長 富澤 桂子  
特別支援教育課長 片山 葉子  
生涯学習課長 信太 雄一郎  
文化遺産課長 菅原 一郎
- 7 提出議題 次葉のとおり
- 8 会議録作成者 書記 原 英明

## 教育委員会 3月定例会 会議日程

日時 令和5年3月7日（火）9時30分から  
場所 神奈川県庁東庁舎9階 教育委員会会議室  
（オンライン会議システムを併用）

### 1 議事

#### 日程第1

- |          |                                |
|----------|--------------------------------|
| 定教第57号議案 | 神奈川県教育委員会における個人情報の保護に関する法律施行細則 |
| 定教第58号議案 | 神奈川県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則       |
| 定教第59号議案 | 神奈川県産業教育審議会委員の委嘱等について          |
| 定教第60号議案 | 神奈川県指定無形民俗文化財の指定について           |
| 定教第61号議案 | 人事案件について                       |
| 定教第62号議案 | 人事案件について                       |

#### 日程第2

- |       |                                     |
|-------|-------------------------------------|
| 報第20号 | 令和4年度神奈川県教育委員会表彰（退職日付け永年勤続職員表彰）について |
|-------|-------------------------------------|

### 2 協議・報告事項

- |     |                             |
|-----|-----------------------------|
| 報告1 | 県教育委員会の新型コロナウイルス感染症への対応について |
| 報告2 | 県指定天然記念物及び名勝について            |

## 教育委員会 3 月定例会 会議録

教育長           ただいまから教育委員会 3 月定例会を開会いたします。  
本会議は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 14 条第 3 項に定める定足数に達しており、有効に成立しております。  
なお、本日は「神奈川県教育委員会会議規則」第 16 条の 2 第 2 項に基づくオンライン出席により、関係職員が出席することを認めております。  
本日の会議録署名委員ですが、笠原委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

笠原委員           (了解)

教育長           本日の議題ですが、日程第 1 として「神奈川県教育委員会における個人情報の保護に関する法律施行細則」ほか 5 件の付議案件があります。  
また、日程第 2 として「令和 4 年度神奈川県教育委員会表彰（退職日付け永年勤続職員表彰）について」の報告案件がございます。  
さらに、協議・報告事項として「県教育委員会の新型コロナウイルス感染症への対応について」ほか 1 件の報告がございます。  
お諮りいたします。本日の日程のうち、日程第 1 の定教第 59 号議案、定教第 61 号議案及び定教第 62 号議案の各議案は人事に関する案件であります。よって、地教行法第 14 条第 7 項ただし書及び会議規則第 35 条第 1 項に基づき、会議を非公開にしたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

全委員           異議なし。

教育長           ご異議がないものと認め、そのように決しました。  
また、日程第 1 の定教第 57 号議案及び定教第 58 号議案は関連する案件でありますので、続けて説明を受けた後、一括して質疑を行うこととしたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

全委員           異議なし。

教育長           ご異議がないものと認め、そのように決しました。  
それでは、非公開案件は後で審議することとし、先に公開の案件に入りたいと思ひます。  
それでは会議規則第 22 条の 2 の規定によりまして、ここからの進行を下城委員に願ひいたします。

下城委員           それでははじめに、進行の関係から、協議・報告事項の報告 1 に入ります。

## 報告 1

### 県教育委員会の新型コロナウイルス感染症への対応について

説明者 櫻山企画調整担当課長

企画調整担当課長 それではファイル 08 をお開きください。報告 1 「県教育委員会の新型コロナウイルス感染症への対応について」です。今回は、前回の報告以降の対応についてご報告させていただきます。

「1 県立学校及び市町村立学校の対応について」の「(1)」、2月10日付け文部科学省通知「卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について」を踏まえ、卒業生については、式典全体を通じてマスクの着用を求めないこと等、令和4年度卒業式の実施上の留意事項等を整理し、県立学校に通知するとともに、全市町村教育委員会にも、県立学校の対応を踏まえて、それぞれの実情等に応じた対応をとるよう依頼しました。

「(2)」は、2月20日に、県対策本部会議において「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」が改定されたことを受け、3月31日までの間の県立高校等の教育活動等について、引き続き基本的な感染防止対策を講じながら実施することとし、県立学校に通知するとともに、全市町村教育委員会にも、県立学校の対応を踏まえて、それぞれの実情等に応じた対応をとるよう依頼しました。

「2 県立社会教育施設の対応」ですが、2月20日に、「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」が改定されたことを受け、施設の運営については、引き続き、基本的な感染防止対策を徹底しながら通常開館することとしました。

「3 今後の対応」は、引き続き国の動向把握に努めるとともに、県内感染者の状況や県対策本部会議の方針を踏まえ対応してまいります。

2/7 ページをご覧ください。別紙として、県教育委員会における今後の教育活動等についてまとめたものです。「1」の「(1)」、「ア 卒業式について」は、先ほどご説明したとおり、卒業生については、式典全体を通じてマスクの着用を求めないなど、資料記載のとおりです。

「イ 令和5年4月1日以降の対応について」は、2月10日決定の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、「学校の教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする」とされておりますが、文部科学省は、留意事項等について改めて通知することとしておりますので、今後、文部科学省から示されるマニュアル等を踏まえ、県立学校における対応を検討してまいります。

3/7 ページからの「参考資料1」と7/7 ページの「参考資料2」は、2月28日現在のデータをお示ししておりますので、後ほどご覧ください。この件については以上です。

下城委員

それでは、ご質問がありましたらお願いいたします。笠原委員。

笠原委員 別紙に関連して、卒業式での対応に関して、この文書を通知、発出した後、学校からの問合せ等、何かありましたら教えていただきたいのですが。既に県立学校は卒業式が終了しているかと思うのですが。

指導部長 県立学校に関してということですが、県立高校については、3月1日から卒業式が既に始まっておりまして、3月3日までのところで、およそ80%を超える課程数で卒業式が既に終了しております。ただ、県立高校の場合、実際一番遅い卒業式の学校が3月21日のところまでありますので、まだ実施されている最中というところなんです。この通知を2月15日付けで出させていただきましたが、特段この内容に関して、学校から何か相談とか問合せとかということはありません。全部ではないのですが、終わった学校について、いくつか校長等に確認をしていますが、学校からもお知らせを保護者の皆様、卒業生の皆さんにしていますけれども、特段保護者の方から何かお問合せ等があったということはないと聞いています。

笠原委員 同様に、市町村教育委員会の方にもこれを通知しているということですが、その時点で、何か確認等があったら教えていただきたいです。

支援部長 2月15日付けで県立学校への留意事項を市町村にお送りして、これを踏まえた上で、各地域に応じた対応をとるよという通知していますが、現時点で把握している中では、卒業生にマスクの着用を求めている市町村はありません。卒業式に関しては、明日、3月8日からということで、これからの実施となります。

笠原委員 通知を出した段階で、何か問合せがあるかどうかということの確認をさせていただきました。特別支援学校は特にありませんか。

特別支援教育課長 特別支援学校については、今週末から来週、再来週にかけて、卒業式を実施する予定です。基礎疾患のある方も多く在籍していらっしゃいますので、各学校で座席の距離をきちんととるということと、それから、複数回に分けて分割して式を実施するというようなことを各学校が想定して準備しております。基本的に県の通知のとおりに対応していくということで、各学校から特段何か相談があるということはありません。

笠原委員 今、お話の中で、入学式に関しては、この後文部科学省からの通知が来る予定であるというお話だったのですが、前回のときもこの通知を出すに当たって、文部科学省からの通知というのはどれくらい前に届いたのか。つまり、この対応がなされたのがかなり急だったではないですか。それは文部科学省からの通知がぎりぎり、その対応を協議する時間が十分なかったということからだと理解してよろしいですか。

指導部長 今回、卒業式におけるマスクの取扱いの文部科学省からの通知については、2月10日付けの通知ということで届いております。その通知を受けて、特に高校の方は3月1日

から卒業式を実施する学校がありましたので、速やかに学校の方にお知らせする必要があるということで、急ぎ2月15日付けで通知、発出をさせていただいたところです。

笠原委員            なかなかその通知を受けてという状況は変わらないと思うのですが、入学式等に関しても、今回のことを踏まえて適切な対応をとっていただけると理解をしていますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

下城委員            他にいかがでしょうか。常陸委員。

常陸委員            マスクの着用を求めないということで、これを理由に式典への参加を見送られたような生徒の事例というのは、今まで何かご報告はありますか。

指導部長            県立高校で何校かの学校の既に終わったところの校長にはお聞きしていますが、その中ではそうしたお話は特にお聞きしていません。

常陸委員            出席者の生徒の中で、基本は皆さん判断されたと思うのですが、どれくらいの方がマスクを着用して参加されたのでしょうか。

指導部長            それは、お聞きしている中で、やはり学校によってかなり違いがあるなというところがあって、まだ国公立大学の受験が残っている生徒がかなりいる学校などもあるので、そうした状況を踏まえて、生徒がそれぞれ判断されたのではないかと思うのですが、お聞きしている中では、ほぼ全員に近い形で、多分95%以上ではないかと、目視ですけれども、ほとんどの生徒が式典の最中着けていたと。ただ「お話をされる生徒については外していましたよ」といったようなことであったり、学校によっては、「7割、8割ぐらいの生徒はしていたけれども、2割、3割の生徒は外していた状況でした」といったように、学校によって、生徒のそれぞれの判断で違いはあるのかなと、そういう状況だと受け止めています。

下城委員            吉田委員。

吉田委員            要望として、そういった形で脱マスクがどんどん広がっているかと思います。我々、どうするかも大体方針を決めましょう。皆がパーテーションなしにして、我々だけここにパーテーションをしてマスクしてというのも何となく説得力がないかと思うので。「教育委員会としてもこういった形でやっているよ。だからもう大丈夫なんだよ」ということもやはり発信して行ってほしいと思います。

下城委員            他にいかがでしょう。よろしいでしょうか。それでは、報告は以上にしたいと思います。

次に進行の関係から、日程第1の定教第60号議案に移ります。

文化遺産課長 ファイル 04 の定教第 60 号議案をご覧ください。資料に記載はありませんが、本件は、令和 4 年 11 月 8 日の教育委員会 11 月定例会で、委員の皆様にご報告した、県指定無形民俗文化財の指定に関するものです。今回の提案理由ですが、議案下段の提案理由に記載のとおり、県文化財保護条例に基づき、県文化財保護審議会に諮問したところ、県指定無形民俗文化財として指定することが適当であるとの答申をいただきましたので、指定について提案するものです。

3/8 ページの「定教第 60 号議案関係」をご覧ください。県文化財保護審議会会長から県教育委員会教育長へ宛てられた答申の写しです。

それでは、答申の内容についてご紹介します。4/8 ページ「指定理由書」をご覧ください。「1 名称」は鍛冶屋鹿島踊り、「2 所在地」は足柄下郡湯河原町鍛冶屋、「3」文化財の保存団体は、鍛冶屋鹿島踊り保存会です。「4 概要」です。鹿島踊りは、神奈川県西部から伊豆半島にかけての相模湾西岸に伝承されている民俗芸能で、一説には鹿島神宮由来の疫病退散等の踊りが起源であるとされています。現在、県内で実施されている 5 例の鹿島踊りのうちのひとつで、1800 年代の初めには行われていたことは確実です。その後、二度の中断を経て復活し、昭和 47 年からは鍛冶屋鹿島踊り保存会を結成して今日まで伝承されています。また、平成 16 年 1 月に湯河原町指定無形民俗文化財に指定されており、平成 30 年度より開始した神奈川県民俗芸能記録保存調査で調査が行われ、詳細が明らかになりました。例年 4 月第 3 土曜日、日曜日に五郎神社例祭の中で行われており、五郎神社のほか、町内をめぐり複数の箇所です。踊り手の衣装は、白張、白袴、白足袋であり、烏帽子をかぶる者もいます。円形で踊る「マワリオドリ」と五行五列で踊る「カクオドリ」の 2 種類の踊りで構成されます。踊の役としては、太鼓、鉦（かね）、黄金柄杓、三日月を持つ者などがいます。隊形及び衣装等については、7/8 ページの「図 1」及び「写真 1～4」、及び 8/8 ページ「図 2」をご参照ください。

「鍛冶屋鹿島踊り」ですが、相模湾西岸にみられる鹿島踊りの特徴を示す重要なもので、神奈川県民俗芸能記録保存調査により、その詳細が明らかになり、歴史的な変遷をたどることができます。新型コロナウイルス感染症の流行に伴う社会的制約等によって 3 年にわたる行事の中止など困難な状況にありましたが、保存会の芸能継承についての意欲は高く、県の無形民俗文化財に指定し、保存・伝承を確実なものとする必要があります。

答申の内容は以上です。なお、本件についてご議決いただいた場合には、神奈川県公報に登載された段階で正式な指定となります。また、本日、県政記者クラブに対し、当該物件の指定について参考資料送付を行う予定としております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

下城委員            それでは、ご質問がありましたらお願いします。笠原委員。

笠原委員            前回このお話が出たときも、保存していく人たちの育成についての話をさせていただいたかと思うのですが、答申書の一番最後のところで、「保存会の芸能継承に向けての意欲は高く、県の無形民俗文化財に指定し、保存・伝承を確実なものとする必要がある」とあるわけですが、保存・伝承を確実なものとするという部分に関して、保存会にかなりお願いをしている部分が大きいのかなという気がするのですが、県として、例えばこの保存・伝承を確実なものにするための何か具体的な対応であるとか施策等というのは、現在、具体的な例があれば教えていただきたいのですが。

文化遺産課長        まず文化財保護制度の中で、やはり県指定文化財に対しては、例えば、無形民俗文化財ですと、公開、そういう発表の場を設ける場合ですとか、あるいは、ものによってはその用具の修繕とか、そういったものに対して、補助という形で支援をしているケース等もあります。それから、私どもで行っている民俗芸能記録保存調査、今回この鹿島踊を調査させていただいたわけですが、その民俗芸能記録保存調査の取組の中で、一度調査期間の中で中間報告会という会を設けさせていただいて、そこに、神奈川県で5例ある鹿島踊の保存会の皆様にお集まりいただいて、中間報告をするとともに、保存会同士で意見交換をしていただいて交流を深める、あるいは各団体の状況をそれぞれ把握して、保存・継承に向けてさらに意識を高めていただくといったようなことも、過去にさせていただいております。

笠原委員            具体的に、後継者の育成に関しては、特段の対応というのはなされていないのでしょうか。

文化遺産課長        県としては、なかなかそこは手が届いていないところです。ただ、例えば今回の鍛冶屋鹿島踊り保存会ですと、以前は青年団を中心に保存・継承を行っていたのですが、それが有志の経験者が保存会を設立して現在に至っていると。その中で、また自治会等とも上手く連携をしながら、若い世代を取り込みつつ、保存・継承を図ろうとしているといったような状況も伺っているところです。やはり無形民俗文化財は、人が地域の中で育てていく文化財ですので、地域に根差した取組をしていただくことが有効なのかなというふうに考えています。

笠原委員            こういう形で、保存・伝承を確実なものとする必要があるということに対して、具体的に何らかの対応というものがあつた方がいいのだらうなど。例えば、他の都道府県等でこうした無形民俗文化財の後継者の育成に関して、何か参考となるような取組をしているところはあるのですか。やはりそれは地域が中心になっているというのが現状なのですか。

文化遺産課長        そうですね。地域の実情に応じてやっているというところがほとんどではないかと思えます。私もその全てを把握しているわけではありませんが、例えば、子どもの地域活



動の中で伝統芸能を取り込んで、若い世代に伝えて保存・継承を図っているケースもありますし、あるいはワークショップみたいなものを開いて、幅広くまず人に知っていただくということから始めているところもあります。そういったものは、その地域の実情によって様々かなと思います。

笠原委員　この文章は、まずは県文化財に指定することが保存・伝承を確実なものにするという読み方も当然できると思うので、まず指定するということが重要であるというところは理解しているのですが、高齢化が進んでいるという現状がどこでもあるということを考えると、伝承ということこれからどういうふうにしていくのかというのは大きな課題に思うものですから、繰り返しお尋ねしました。

下城委員　他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。  
それでは他にご質問がなければ、採決について教育長にお願いいたします。

教育長　それではただいまの定教第 60 号議案につきまして、原案のとおり決することでご異議ございませんでしょうか。

全委員　異議なし。

教育長　ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。  
それでは引き続き、下城委員、お願いします。

下城委員　それでは、次に進行の関係から協議・報告事項の報告 2 に移ります。

## 報告 2　　県指定天然記念物及び名勝について

説明者　菅原文化遺産課長

文化遺産課長　ファイル 09、報告 2 をご覧ください。本件は、かねてより教育委員会会議にて報告等している県指定天然記念物及び名勝「天神島、笠島及び周辺水域」の現状変更の件です。

「1 経緯」の二つ目の○（丸）に記載のとおり、事業者は許可条件に基づき、第 7 回目のモニタリング調査を実施し、令和 5 年 2 月 13 日に調査報告書が横須賀市教育委員会を通じて県教育委員会へ提出されたことから、今回、その結果等について報告するものです。

「2 第 7 回モニタリング調査」をご覧ください。調査内容ですが、「(1)」に記載のとおり、事業者は令和 4 年 12 月 16 日に県教育委員会及び横須賀市教育委員会職員の立会いの下、「①水質調査」から「④海藻分布・魚類調査」までの 4 項目について調査を行

いました。続いて、調査結果について「(2)」をご覧ください。こちらは、調査報告書の概要をまとめたものです。まず、水・底質環境について、全ての項目が環境基準を満たしていました。二つ目の・(ポツ)の生物環境については、底生動物については、前回調査と比較し、種類数、個体数ともに減少していたものの、2021年10月調査時と同程度であることから、季節変動の範囲内であると考えられるとのこと。また、海藻について前回調査と比較し、種類数が増加しているなど、海域環境としては悪化していないと判断されました。なお3/3ページの「資料1」に、今回の調査で確認された海藻や魚類に関する写真を掲載しておりますので、併せてご確認いただければと思います。

それでは、1/3ページにお戻りください。続いて「3」ですが、以上の調査結果について専門的見地から助言を得ることを目的に、令和5年2月22日に、令和4年度第4回モニタリング調査報告検討委員会を開催し、協議を行った結果、次の「ア」「イ」が確認されました。「ア 今回の調査でも、工事によって当該水域における天然記念物及び名勝の将来に渡っての保存に相当程度の支障となるようなデータは認められなかった。」「イ ただし、浚渫された消波堤内側の底質に係るデータについて、環境基準を満たしているものの、引き続き今後の経過を注視していく必要がある。」以上の2点です。

続いて「4 今後の予定」ですが、現状変更の許可条件のとおり、引き続き、現状変更の海洋環境への長期的な影響等を把握するため、事業者は年間4回のモニタリング調査を令和5年度末まで継続して実施します。また、継続するモニタリング調査の結果、当該文化財の保存に相当程度の支障となると認められる場合、県教育委員会は横須賀市教育委員会と協議の上で指導する、原状回復を含めた、必要な是正措置を行うよう要請を行ってまいります。

最後に「5 その他」ですが、資料に記載のとおり、当該文化財の保存に係る情報の共有を図ることを目的に設置した県市等連絡会議について、令和5年2月1日に第6回会議を開催し、第6回モニタリング調査結果等の情報共有を行いました。また、今後も引き続きモニタリング調査の実施時期にあわせ、原則年間4回開催する予定です。報告は以上です。

下城委員 それでは、ご質問がありましたらお願いいたします。よろしいですか。それでは、報告は以上とさせていただきます。

それでは次に、日程第1の定教第57号議案及び定教第58号議案に移ります。

定教第57号議案

神奈川県教育委員会における個人情報の保護に関する法律施行細則

定教第58号議案

神奈川県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

説明者 櫻山企画調整担当課長

企画調整担当課長 それでは、関連する二つの議案についてご説明をさせていただきます。

まず「ファイル01」をお開きください。定教第57号議案「神奈川県教育委員会にお

ける個人情報の保護に関する法律施行細則」です。提案理由は、個人情報の保護に関する法律が改正され、個人情報の保護に関する法律施行条例が新たに制定されたことに伴い、必要な事項を定めるため、県教育委員会における個人情報の保護に関する法律施行細則を制定いたしたく提案するものです。

内容について、資料 37/37 ページをご覧ください。「神奈川県教育委員会における個人情報の保護に関する法律施行細則の概要」です。「1 制定の理由」は、個人情報の保護に関する法律が改正され、これまでそれぞれの条例を適用していた地方公共団体においても、令和 5 年 4 月から同法による全国的な共通ルールが適用されることとなったため、本県でも、個人情報の保護に関する法律施行条例を新たに制定しました。これに伴い、個人情報の保護に関する法律施行条例に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律に規定された教育委員会における保有個人情報の開示請求の手續等に必要な事項を定めるため、神奈川県教育委員会における個人情報の保護に関する法律施行細則を新たに制定するものです。

「2 制定の内容」は、「(1)」の保有個人情報の開示請求等に係る請求書等の記載事項等、記載のとおりです。

「3 施行日」は、法が地方自治体に適用される令和 5 年 4 月 1 日です。

資料 2/37 ページ以降に細則案を記載しておりますので、後ほどご覧ください。

続いて、ファイル 02 をお開きください。定教第 58 号議案「神奈川県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則」です。提案理由は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、神奈川県情報公開条例の一部改正が行われたことから、神奈川県情報公開条例施行規則について所要の改正をいたしたく提案するものです。

内容について、資料 39/39 ページをご覧ください。「神奈川県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則の概要」です。「1 改正の理由」は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、保有個人情報の開示請求に係る手續等について同法の規定が適用されることとなったことから、行政文書公開請求の手續等についても、同法の規定と整合を図るため、神奈川県情報公開条例の一部を改正しました。この条例改正に伴い、神奈川県教育委員会の条例施行規則について、所要の改正を行うものです。

「2 改正内容」は、「(1)」歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として条例に規定する実施機関が定める方法の規定等、資料記載のとおりです。

「3 施行日」は、改正条例の施行日である令和 5 年 4 月 1 日です。

資料 2/39 ページ以降に、改正規則の案と新旧対照表を記載していますので、後ほどご覧ください。

定教第 57 号議案及び定教第 58 号議案について、説明は以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

下城委員

それでは質問ですが、これは 2 議案一緒に質問でよろしいですね。ご質問がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは特にないようでしたら、採決について教育長をお願いいたします。

教育長

ただいまの定教第 57 号議案及び定教第 58 号議案について、原案のとおり決すること

でご異議ございませんでしょうか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。  
では、引き続き下城委員をお願いします。

下城委員 それでは次に、日程第2の報第20号に移ります。

報第20号 令和4年度神奈川県教育委員会表彰（退職日付け永年勤続職員表彰）について

説明者 高橋管理担当課長

管理担当課長 ファイルの07「報第20号」をお開き願います。「令和4年度神奈川県教育委員会表彰（退職日付け永年勤続職員表彰）について」です。本件は、神奈川県教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則により教育長が事務を臨時に代理し、被表彰者を決定いたしましたので、その結果をご報告させていただくものです。

それでは、表彰の概要についてご説明します。3/3ページ「報第20号関係」をご覧ください。永年勤続職員表彰については、既に11月定例会において、12月1日を基準日として、勤続期間が25年以上の者を表彰することについてご報告したところですが、今回は3月31日で退職する職員を対象として表彰を行うものです。

「1 対象者」ですが、公務員又はこれに準ずる者で、永年勤続し、その勤務成績が良好なもので、具体的には「(1)」から「(5)」に記載のとおりです。

「2 表彰候補者の基準」ですが、令和5年3月31日をもって退職する者で、退職日を基準日として、勤続期間が25年以上のものを表彰候補者としております。

この基準をもとに、「3 被表彰者数」ですが、今年度は、表の一番右の太枠にあるように、3月31日で4名表彰することとしました。

「4 審査手続」ですが、資料記載のとおりです。

「5 今後の予定」ですが、表彰状配付の後、該当の市教育委員会において、表彰状の授与を行っていただく予定となっております。

それでは、2/3ページにお戻りいただき、被表彰者の内訳表をご覧ください。区分ごとの被表彰者の人数をまとめたもので、今年度は小学校教員1名、学校医2名、学校歯科医1名を表彰することとし、資料最下段、合計欄右端に記載のとおり、4名を表彰するものとなっております。

私からの説明は以上です。

下城委員 それでは、ご質問がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは

質問がないようでしたら、報告は以上とさせていただきます。

次に、日程第1の定教第59号議案に移ります。

ただいまから非公開の会議に入りたいと思います。会議規則第35条第2項の規定により、出席する職員として教育局長、県立高校改革担当局長、副局長、教育参事監、総務室長、指導部長、企画調整担当課長、管理担当課長を指定します。

(10時12分非公開の会議に入り、10時43分公開の会議に戻る)

教育長           以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて閉会といたします。

令和5年3月7日

会議録作成者 書記 原 英明

## <非公開会議審議等結果>

### 日程第1

#### 定教第59号議案

- ・ 濱田指導部長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

#### 定教第61号議案

- ・ 市川県立学校人事担当課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

#### 定教第62号議案

- ・ 羽鹿教職員人事課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。